

第22号議案

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

足利市長から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和8（2026）年1月29日

栃木県都市計画審議会会長 大森宣暁

足都建指第203号

令和8（2026）年1月22日

栃木県都市計画審議会

会長 大森宣暁 様

足利市長 早川尚秀

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷 地 面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	足利市真砂町 88 番	1, 961. 46 m ²	

位置図

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について



縮尺 1 : 25,000